

第3章 地域で学び・働くために

1 現状と課題

本市においては、これまでも、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めています。さらに、平成19年度から本格実施された特別支援教育を受けて、各校園の発達障害を含めた障害のある子どもについて、一貫性のある支援を行うことを目的として、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、特別支援教育コーディネーターの位置付け、関係機関との連携などに取り組み、障害のある乳幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育・保育の推進に努めてきています。

幼稚園や保育所では、障害の内容・程度を問わず、教育・保育を希望する子どもを受け入れています。幼稚園、保育所では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育を進めています。

障害のある児童の保育所への入所希望は年々増加傾向にあり、障害の内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、発達障害者支援法の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障害の認知が広がるにつれ、近年は保育所にも多くの発達障害のある児童が入所しています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を引き続き尊重するとともに、小・中学校での障害のある児童・生徒に必要な条件整備に努めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで、障害のある生徒の入学が増えてきています。さらに平成18年度入学者選抜から自立支援コースでの知的障害のある生徒の高等学校受け入れを行っています。高等学校での受け入れのあり方については、引き続き検討する必要があります。

課題として、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校においては在籍数が年々増加している状況があります。校内における支援体制の整備に努めることや、障害のある児童・生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。一方、特別支援学校では普通教室の不足やスクールバスの長時間乗車など教育環境に影響が生じており、対策を講じる必要があります。

また、不登校への対応は、障害のある児童・生徒についても喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携をより一層深め、その方策を探っていきます。

現在、国レベルで検討されている「障害者の権利に関する条約」の取り扱いにともなう国際的なインクルーシブ・エデュケーションの動向も踏まえつつ、本市の特別支援教育においては、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育のさらなる推進、充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、発達障害のある方の中には、診断を受けないまま普通高校や専修学校、大学等に在

籍・卒業し、社会に出てから障害を指摘され、相談する人もいないまま孤立していくケースが多くあります。教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、在学時から家族の障害理解をはじめ、福祉へつながるような支援体制の検討が必要です。

障害のある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障害者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。本市職員採用においても障害者採用の拡充を行ってきています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成20年）により、障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大や短時間労働者が法定雇用率算定の対象とされました。また一方で、障害のある人の就労意欲の高まりとCSR（企業の社会的責任）の観点から障害者雇用への取り組みは拡大され、平成22年度におけるハローワークの新規求職申込件数や就職件数は過去最高となっています。

しかしながら、本市が行った平成22年度障害者等基礎調査の結果によれば、障害のある人が一般就労していない理由として職域開発や能力開発、多様な就業形態を求める回答や、職場における障害のある人に対する理解や就業を継続するための支援を求める回答が多くありました。

障害者就業・生活支援センターにおいても在職者からの相談が増加しているほか、就職した相談者が長く働き続けるための定着支援に向け、サービス事業者等と連携した支援体制の充実が必要です。

精神障害のある人については平成22年度に初めて就職件数が知的障害のある人を上回るなど就労支援へのニーズはこれまでになく高まっています。しかし、精神症状からおこる障害の特性等や、企業側の精神障害のある人に対する理解が不十分等の理由から就業には多くの困難があります。

発達障害のある人については、就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障害者支援センター、教育機関等との連携により総合的な就業支援体制を整備することが必要です。

難病患者や中途障害のある人については、就業や原職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、さまざまな制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

また、特別支援学校の高等部では卒業生の就職率を高める課題があり、在学中から卒業後の進路を展望した「個別の教育支援計画（移行計画）」を作成し、地域の社会資源との連携などに活用することで、一人ひとりの生徒のライフステージを見通した進路指導の充実が必要です。

課 題

① 就学前教育の充実

- ② 義務教育段階における教育の充実
- ③ 後期中等教育段階における教育の充実
- ④ 生涯学習や相談・支援の充実
- ⑤ 教職員等の資質向上
- ⑥ 就業の推進
- ⑦ 就業支援のための施策の展開
- ⑧ 福祉施設からの一般就労

2 施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実

- ・幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図ります。
- ・保育所においては、地域社会の中で障害のあるこどもとないこどもが共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図ります。
- ・障害の早期発見早期支援の観点から保育所においても関係機関と連携し、適切な支援を行うため、個別支援計画、個別指導計画を作成するなど支援体制の整備を進めます。
- ・幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中の、または今後利用する予定の障害のある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

イ 視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚部の充実

- ・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚部においては、専門的な教育内容の充実とともに、こどもの居住地との交流を進めます。また、在籍しない幼児の教育相談など、開かれた活動の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障害のあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。

(2) 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・障害のある児童・生徒は、まず居住地の学校の児童・生徒と位置づけられることから、地元の小・中学校が就学の相談を受け、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を十分に尊重するとともに、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。また、学校教育全体で障害のある児童・生徒を受けとめるという観点から、共に学び共に育ちあう多様な教育の展開を図ります。
- ・こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。
- ・障害のある者とない者との豊かな関係づくりを図る交流等、共に学び活動する取り組みをさらに積極的に進めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・小・中学校の特別支援学級に特別支援教育補助員を配置し、個別の支援が必要な児童・生徒の安全確保・指導の充実を図るとともに、小・中学校の通常学級に教育活動支援員を配置し、発達障害等のある児童・生徒の学習支援等にあたるなど、今後も校内における支援体制整備の充実に努めます。また、特別支援学校における教室不足等の課題の改善にも努めます。
- ・各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- ・特別支援教育担当アドバイザーや担当指導主事が要請のある各学校園を巡回し、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を招聘するなど教員の発達障害に関する専門性の向上を図ります。
- ・エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書の活用を進めるなどを行い、障害の有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、共に学ぶ教育が進むよう、看護師資格を持つ者の巡回などの対応の充実を図ります。
- ・障害のある児童・生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童・生徒の荒天時等でのタクシー利用や、特別支援学校のスクールバスの運行等に取り組んでおり、今後も国の動向を注視しつつ、個々のケースに応じて適切な支援に努めます。

ウ 特別支援学校等の機能の充実

- ・特別支援学校では、在籍する児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、小学校・中学校等の実践を支援する特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていきます。
- ・疾病による障害のある児童・生徒が病状を理解し、主体的に必要な治療や生活規制に取り組むことができるよう一層の専門性の向上、医療・福祉等関係機関との連携に努めます。
- ・周辺の校園との交流とともに、在籍する児童・生徒の居住地の校園や地域との交流も進めます。
- ・発達障害等も含めた相談機能を充実するなど、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校園を支援します。また、小学校で実施している児童いきいき放課後事業に、校区内在住の特別支援学校在籍児童も参加し、居住地での交流を進めています。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア 多様な教育の展開

- ・義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障害のある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き検討を行います。
- ・特別支援学校高等部においては、卒業後の地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係機関との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づきその教育内容の充実を図るとともに、同世代の生徒や地域との交流、さらに、高等学校等の実践への支援にも努めます。

イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・卒業後の進路を展望した「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組む等、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・高等学校、特別支援学校高等部、職業教育訓練センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

- ・図書館等の社会教育施設や地域施設について、障害のある人が利用しやすくなるよう整備を一層推進します。
- ・個性を生かして気軽に取り組める学習活動など、生涯学習の事業の充実を図ります。
- ・事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけたり、資料をわかりやすいものにし、点字化するなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう、相談・支援活動を充実します。
- ・こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・障害のある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取り組みの充実を図ります。
- ・児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取り組みを進めるよう努めます。
- ・中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

(5) 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

- ・すべての教職員等が、障害のある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障害のある人の地域での自立と社会参加をはたすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。
- ・一人ひとりの幼児・児童・生徒の状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障害を理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取り組みを進めるため、本市教育委員

会が作成した「精神障害者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援学校では、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、発達障害のある児童、生徒への支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

(6) 就業の促進

ア 多様な働く機会の確保

- ・障害の特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障害のある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- ・職業リハビリテーションセンターを中核として、障害特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障害、発達障害などの職業リハビリテーション開発に続き、就業支援策の未開発な高次脳機能障害、難病などさらに積極的な開発を進めます。
- ・企業における障害のある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。
- ・大阪市職業指導センターにおいて、介護現場での就労をめざす知的障害のある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように、支援します。

イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・就業を可能にするためのアクセシビリティ機器の開発や普及を図ります。
また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・障害者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ 本市における障害のある人の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ

- ・本市における職員採用については、市長部局において障害者雇用の法定雇用率を達成しているところですが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本（ただし、事務職員の採用状況（採用凍結など）によっては、雇用

率などの諸状況を勘案しながら、採用数を決定します。)に推進し、計画的な採用に努めます。

- ・知的障害のある人の雇用については、「知的障害者長期・短期プロジェクト」等の取り組みを踏まえて、本格的な雇用に向けて検討を行います。
- ・精神障害のある人の雇用については、就業支援事業と連携しながら国や他都市等の動向も踏まえたうえで検討を行います。
- ・職域の開発や適性に応じた配置を進めつつ拡充を図ります。
- ・関係団体での雇用促進についても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ 本市事業を活用した雇用創出

- ・本市事業を活用した雇用創出として、本市発注の一部の庁舎清掃業務委託契約などに、従来の価格評価に加え、障害のある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う総合評価方式入札制度を導入しており、今後も、就職困難者の雇用創出を図るべく、この制度を適用する対象物件を増やせるように努めます。

オ 大阪市における障害者福祉施設等への支援

- ・大阪市における物品購入については、地方自治法施行令の改正を受け、契約規則を改正し、一定の手続きのもと、障害者福祉施設等との随意契約を可能としてきたところですが、平成20年3月の地方自治法施行令のさらなる改正を受け、役務の提供についても同様に随意契約が可能となったことから、積極的な活用を進めます。
- ・障害福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

(7) 就業支援のための施策の展開

ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、市内7箇所の障害者就業・生活支援センターが中心となって地域の自立支援協議会を構成する相談支援事業所や、特別支援学校等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・障害のある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理での支援など、個々のニーズに応える支援策を充実・強化することが必要です。就業支援とともに障害福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう自立支援協議会への就業機関の

参画をはじめ、地域の相談支援事業所との連動した就業支援体制の充実に努め、「仕事」と「生活」両面での支援の連携を図ることで就業の継続に向けた支援を強化し、障害のある人の地域生活を支援していきます。

- ・働き続けるための支援や、働いていくうえでの生活面に対する支援の需要が高まっているため、就業支援ワーカーを派遣し、企業からの要請に応じた就職後の再指導、雇用継続のためのアドバイスや情報提供を行います。また、離職した場合の再チャレンジが可能となるよう就業支援体制の強化を図ります。

ウ 精神障害のある人の就業支援

- ・精神障害のある人の就業を促進するため、障害特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を図るとともに多様な場所を訓練の場として、個々の能力や適性に応じた職業訓練を福祉施設に在籍したまま受講できる「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」やジョブコーチ支援など、就業支援策を活用し、就業促進を図り、また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します
- ・就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障害のある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

エ 発達障害のある人の就業支援

- ・発達障害のある人の就業を促進するため、障害特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を行うとともに、発達障害就労支援コーディネーターを配した障害者就業・生活支援センターを核として、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- ・多様な状況にある発達障害のある人を就業支援につなげるために、発達障害者支援センターを中心としたインテーク相談から就業支援への移行が円滑に行われる体制を整備し、就業の促進を図ります。

(8) 福祉施設からの一般就労

ア 就労移行支援事業者の確保と支援力の強化

- ・就労移行支援事業については、障害のある人の一般就労への移行を進めるうえで特に重要な役割を担っているため、安定した事業運営が可能となるよう、制度の見直しを国に働きかけ、地域における就労移行支援事業者の確保を図ります。
- ・「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」等の就業支援策の積極的活用を促す等により、就労移行支援事業者の支援力の強化を図ります。

イ 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・障害者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障害者職業センター、特別支援学校等の教育機関等と連携することにより、障害のある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、市内7箇所の障害者就業・生活支援センターが中心となって関係機関の連携強化を図ります。

ウ 委託訓練と障害者職業能力開発プロモート事業の活用

- ・「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」は、福祉施設から一般就労への大きな足がかりとなる就業支援策であるため、「障害者職業能力開発プロモート事業」により、委託訓練を周知し、利用を働きかけます。
- ・「障害者職業能力開発プロモート事業」では、委託訓練の受講者募集のほか、委託先機関の開拓や、委託訓練を含めた能力開発訓練の活用と周知のため、職業能力開発セミナーを開催し、福祉サービス利用者等の能力開発訓練の受講促進を図ります。

エ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・障害のある人の就業促進にあたっては、サービス事業所等に勤務する就労支援員の育成がとりわけ重要です。支援者の育成及び情報共有の一環として、プロモート事業による職業能力開発セミナーや、障害者就業・生活支援センターの実施により就業支援フェスタを開催することで就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

第4章 住みよい環境づくりのために

1 現状と課題

大阪市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善を行っています。

鉄道駅舎エレベーターについては、大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱に基づいた助成制度や指導を行うことによりエレベーター設置対象駅全て（事業者が設置困難と判断している9駅を除く）に設置がされてきました。

市営交通機関においては、積極的にノンステップバスの導入を行うほか、「市営交通バリアフリー計画（平成15年2月策定）」等により全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確認（平成23年3月）しました。あわせて、乗り換え経路におけるエレベーター整備も進めてきました。

また、今里筋線や、既設路線である長堀鶴見緑地線に可動式ホーム柵を設置するなど、障害のある人の利用しやすい移動手段の確保に努めており、さらに千日前線及び御堂筋線についても可動式ホーム柵の設置計画を立てているところです。

平成12年に施行された「交通バリアフリー法（平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行）」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障害当事者や地域住民の参加のもと、25地区の重点整備地区の設定と基本構想を策定し、鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障害のある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。

さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点での歩車道の段差切り下げの推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んできました。

これらの取り組みにより、障害のある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、障害のある人の社会参加の促進にとまなう多様なニーズに対応するため、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」については、「バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン」の理念等を踏まえた見直しを行うとともに、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障害のある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

暮らしの場の確保については、市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきていますが、障害のある人が住まいを確保するうえで、民間賃貸住宅所有者や地域住民の誤解や偏見等さまざまな問題があり、今後、暮らしの場の確保に向けた取り組みが求められています。

防災対策については、大規模災害時の要援護者の避難支援等は、もっぱら自主防災組織等に

よらざるを得ないと予想されるため、要援護者の自助、地域の共助を基本とした大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）に基づき、推進してきたところです。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被害想定を上回る被害が発生したことから、大阪市においても早急に防災計画の抜本的な見直しが必要となっています。また、障害のある人等の災害時要援護者の避難体制等の確保が喫緊の課題となっており、災害時要援護者避難支援計画に基づく具体的な取り組みを推進していく必要があります。

課 題

- ①生活環境の整備
- ②移動手段の整備
- ③暮らしの場の確保
- ④防災・防犯対策の充実

2 施策の方向性

(1) 生活環境の整備

ア ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障害当事者の参加のもとに全市的に「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- ・全ての人を使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ推進に努めます。
- ・全ての市民が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえて啓発を行います。

イ 大阪市建築物の改善

- ・大阪市建築物の改善計画に従って、これまで不特定多数の市民が利用する施設について改善してきましたが、その他の大阪市建築物について、住民参加のもとに今後順次整備を図ります。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。

エ 公園、駐車場等の改善

- ・公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障害のある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的

な考え方にに基づき、計画的に改善を図ります。

(2) 移動手段の整備

ア 移動円滑化の推進

- ・関係事業者や障害当事者等と連携して策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ 市営交通機関の改善

- ・地下鉄駅舎では、エレベーターでホームと地上（公共用通路）との間を移動できるワンルート確保については、全駅整備済みとなっており、引き続き、乗り換え経路におけるワンルート確保を図り、あわせて車いす対応トイレの設置や案内・誘導設備等の改善を一層推進するとともに、「市営交通バリアフリー計画」完了後の新たなバリアフリー施策についても早急に進めます。
- ・地下鉄車両等に車いすスペースや車内案内表示装置を整備するとともに、バス車両においては更新時期に合わせて、ノンステップバス車両を導入し、平成24年度末には「全車両のノンステップ化」を図ります。以後の購入車両については、全車をノンステップバスとします。
- ・バス停留所施設や地下鉄駅舎の整備にあたっては、関係団体等とも検討を行い、障害のある人をはじめ全てのお客さまに配慮した施設整備を行います。また、点字による路線案内図や駅構内案内図の発行等を行うとともに人的な案内等も含め、安全かつ快適な利用を促進します。
- ・既設路線での可動式ホーム柵の設置については、重要な課題と認識しており、全ての路線を対象に、他都市の事例研究や大阪市における課題を整理し、条件の整った路線から整備に向けた検討を行います。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・バリアフリー法並びに「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、民間事業者に対して積極的に働きかけます。

エ 歩行空間の改善

- ・バリアフリー重点整備地区内の主要な経路（特定経路）、視覚障害のある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進し、あわせて歩道の設置や幅を

行います。

- ・交差点での歩車道の段差切り下げについては、障害のある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障害のある人をはじめ全ての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ 自家用車利用に対する支援

- ・障害のある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。
- また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ バリアフリー施設の情報発信

- ・市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等を利用し、情報発信機能を充実させます。そして、障害のある人等の移動の円滑化を図り、社会参加を促進します。

(3) 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

- ・市営住宅の整備にあたっては、今後ともバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障害のある人を対象とした住宅の供給に努めます。
- ・特定目的住宅の障害のある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。

イ グループホーム等の設置促進

- ・障害のある人の地域での自立生活や、施設・病院からの地域移行を図るため、引き続き物件の整備や設備整備のための助成制度を活用し、設置を促進します。
- ・市営住宅においてグループホーム等の設置を希望する事業者に対しては、希望事業者と市営住宅とのマッチングを図ります。
- ・改正消防法に基づき、グループホーム等の入居者の安全性の確保に努めます。

ウ 民間住宅の確保

- ・家主と障害のある人等の入居希望者の双方が抱える不安を解消して、障害のある人等が円滑に入居できるようサポートするための、大阪府の要領に基づく大阪あんしん賃貸支援事業を

活用し、円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取り組みを進めます。

また、賃貸契約による入居を希望しているが、入居が困難な障害のある人に対し、支援を行うための「居住サポート事業」の活用も図り、入居の確保に努めます。

- ・長期施設入所、長期入院をしている障害のある人にとって、地域で住まいを確保することは困難が多いため、地域移行を支援する施策と関連づけて検討を進めます。

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の融資助成制度を活用して建設する民間共同住宅にバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。
- ・民間共同住宅において、障害のある人などへの配慮が促進されるよう、バリアフリー整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・全ての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行います。

オ 住宅改造に関する情報提供

- ・住宅改造相談事業や相談支援事業による住宅の情報提供等の充実を図り、障害のある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

(4) 防災・防犯対策の充実

ア 防災体制の強化

- ・障害のある人等のいわゆる災害時要援護者を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。障害のある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・まちづくりにあたっては障害のある人の災害時の安全確保を考慮したものとします。

イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・阪神淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の98%が自助と共助で助けられました。一方、公的機関によって生存したまま救助された人は、わずか1.7%という記録が残っています。

災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要です。

そのため、地域における防災訓練等へ障害のある人の参加促進など、地域での避難支援等の取り組みを支援します。

- ・大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが重要であり、日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることも必要です。
そのためにも、さまざまな啓発等により、障害のある人等に対する理解を深めます。
- ・災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- ・個人情報保護に留意し支援を要する障害のある人の状況を日常的に把握し、さまざまな障害の特性について理解を深め、障害特性に配慮しながら、障害のある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- ・安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- ・大阪市災害時要援護者避難支援計画に基づき、要援護者への情報伝達体制の整備や、医療的ニーズや緊急入所等への対応等、避難された要援護者の状況に応じて必要な保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図るとともに、避難所等において必要な在宅福祉サービス等が引き続き提供できるよう、また、必要な配慮がなされるよう障害当事者の意見を反映し、関係機関との協力体制の構築を図ります。
- ・障害のある人等で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に受け入れを行う福祉避難所について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- ・障害のある人だけでなく、高齢者・児童といった災害弱者といわれる人たちの福祉避難所への移動方法等の対応や受け入れ機能の整備、及び災害時の要援護者名簿の活用等について、大阪市災害時要援護者避難支援計画に基づき取り組みを進めます。

ウ 防犯体制の強化

- ・障害のある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。
- ・近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・障害のある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障害のある人に対し、地域の実情や障害の状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。

第5章 地域で安心して暮らすために

1 現状と課題

障害のある人が健康でいきいきと暮らしていくためには、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられることが必要です。

障害のある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障害に対する理解やコミュニケーションの配慮、及びアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障害のある人が入院した際、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、支援するための制度整備が必要です。障害のある人が、地域で安心した生活が送れるよう、さまざまな障害種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

また、今後、急性期、回復期、維持期といった治療の段階に応じて医療機関が特定の機能に特化することが予想され、質の高い医療を切れ目なく提供するためには、医療機関同士の連携を強化して不足する機能を補完しあう必要があります。

医療的ケアを必要とする障害のある人の地域生活を支えるため、保健・医療と連携した支援体制の整備が必要です。

乳幼児健康診査等で障害が疑われたこどもに対しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。

また、障害のある児童やその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

精神障害のある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。そのため、大阪府と共同で精神科二次救急医療体制の整備を行うとともに、平成17年に「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置したところです。さらに、大阪市単独事業として、平成20年7月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制の強化を行いました。また、総合医療センターにおいては、これまでも緊急措置入院などに取り組んでいましたが、総合病院における精神科医療の特性を活かして、平成23年度に病棟改修などを行い、急性期の身体合併症治療を必要とする精神疾患対応の充実を図っています。しかし、市内には精神科専門病院が少なく、精神科病床もごくわずかなことから、入院医療の多くは、市外の病院で行われている状況にあります。

難病患者にとって、疾患に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾患に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

また、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためには、地域生活でのさまざまな医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制や緊急時の支援体制、また、在宅療養における支援サービス等の整備・充実も求められるところです。

課 題

- ①総合的な保健、医療施策の充実
- ②地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- ③療育支援体制の整備
- ④精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- ⑤難病患者への支援

2 施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

ア 障害のある人の健康管理の推進

- ・障害のある人にとって二次的機能障害は生活上の困難の大きな原因の一つとなっており、二次的機能障害予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ 受診機会の保障

- ・大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」とも連携しながら、身近な地域で障害のある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障害のある人が安心して適切に治療や相談を受けられることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・配慮や支援を要する障害のある人が入院した場合の介護ニーズについて、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。
- ・市民病院では、障害のある人が必要かつ適切な医療を受けられるよう、医療従事者に対して知識と理解を深める啓発や手話講習会をはじめとする研修を進めるとともに、平成23年4月に患者サービスに関する業務を一元化する「患者支援センター」を設置し、療養環境の改善や各種相談業務の充実・強化を進めます。
- ・障害のある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な方が容易に受診できるよう歯科診療事業の充実に努めます。
- ・障害のある人が安心して適切な医療を受けられるよう、今後も継続的に取り組むとともに、医療費助成の充実について他都市の事例を研究します。また医療費助成制度が、国の制度として統一した基準を設けて実施されるとともに、対象範囲も拡大されるよう、今後とも国等に働きかけます。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・障害のある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、ALSや重度重複障害、高次脳機能障害など、さまざまな障害種別への支援に対応していけるよう、心身障害者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・心身障害者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実に努めます。
- ・舞洲障害者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障害者スポーツセンターでは、利用者を対象にスポーツを通じたリハビリテーション等を支援する相談事業を行います。

イ 中途障害のある人等の地域リハビリテーションの充実

- ・中途障害のある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立生活訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ リハビリテーション医療体制の整備

- ・市民病院においては、急性期のリハビリテーションを中心として、早期の社会復帰に向けて、同部門の機能の充実に努めます。

エ 地域における医療連携体制の構築

- ・急性期の医療機関と回復期や維持期における医療機関が共通の診療計画表に従って治療を行うことにより、質の高い医療を切れ目なく提供するための地域連携クリティカルパスの普及・啓発を図り、医療機関の連携を促進します。

オ 医療的ケアの体制整備

- ・医療的ケアを必要とする障害のある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の構築が必要です。「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、一定の研修を受けた介護福祉士や介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能になったことも踏まえつつ、大阪府と連携を図りながら支援体制の構築について検討を進めます。

(3) 療育支援体制の整備

ア 療育支援体制の充実

- ・大阪市こども相談センター、心身障害者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般をも含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・保護者からの相談に際しては、こどもの頃から将来の自立に向けて生きる力を育むことの重要性についての理解を深めます。
- ・障害のある児童については、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達障害相談等によって障害が疑われた児童への早期療育支援体制の充実に努めます。

イ 連携の強化

- ・障害のある児童の早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が円滑に行われるよう努めます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

- ・地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などが連携を強化するとともに、専門機関であるこころの健康センターが技術的支援を行います。
- ・精神保健福祉の相談機関では精神障害のある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。

イ 地域精神医療体制の整備

- ・精神障害のある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで適切な医療サービスを受けられることが必要であり、地域精神科医療体制の整備にあたっては、主要な事業として位置付けられている、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加え、精神疾患が5疾病として明示される予定の次期「大阪府保健医療計画」との整合性を図りながら進めていくことが重要です。特に、精神科救急医療体制については、引き続き、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、充実を図るとともに、精神科病床を有する総合病院等と連携しながら身体合併症の治療体制の確保に努めます。また、市民が身近なところで入院医療サービスを受ける

ことのできるよう精神科病床の増加に向け、その方策を検討します。

(5) 難病患者への支援

ア 医療制度の充実

- ・国の難病対策としての治療研究事業及び特定疾患医療費援助事業における医療費公費負担制度の対象疾患の拡大、難病患者居宅生活支援事業の拡充など、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努め、国に対しても働きかけます。

イ 特定疾患患者に対する保健事業の充実

- ・難病患者、小児慢性特定疾患児、家族を対象にした専門医、保健師等による医療、保健、栄養、福祉に関する療養相談会や、患者・家族が療養生活を送る中で生じる問題等について、情報交換を進めるための交流会事業、小児慢性特定疾患児の保護者が同じ立場で相談等を行える小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業など、患者・家族が孤立することなく地域の一員として自立していけるよう、各種保健事業についてさらなる充実を図ります。